

教育委員会採用の教職員に係る年次有給休暇の9月付与について

教 職 員 課

教育委員会採用の教職員に係る年次有給休暇の9月付与について

1. 背景

文部科学省通知「学校における働き方改革の推進に向けた夏季等の長期休業期間における学校の業務の適正化について」において、「夏季等の長期休業期間中に一定期間集中して休日を確保することが学校における働き方改革を進める上で有効」とされており、各教育委員会において、まとまった休日の確保についての積極的な取組が求められているところ。

2. 年次有給休暇に関する現状

- ・ 休暇を付与する「一の年」の期間 1月1日～12月31日
- ・ 平均年休取得日数 12.5日 (H30)

3. 変更案

【概要】

- ・ 現行の基準日1月1日を9月1日に変更
(「一の年」の期間を9月1日～翌年8月31日とする)
- ・ 令和2年9月1日から運用開始

【対象となる職員】

- ・ 原則として、採用時の部局が教育委員会である職員
(知事部局からの交流職員は除く)

4. 効果

- ・ 年休のまとめ取りで、部活動の長期休養期間、ノ一部活デー等の拡大につながる。
- ・ お盆期間に年休をまとめて取得しやすくなり、学校閉庁日の拡大につながる。
- ・ 夏季休業日に、残年休を取得することが可能となり、年休取得日数が増える。

5. 今後の対応

- ・ 各市町村教委及び各学校への通知
- ・ 総務事務システム変更